

## ◎子の認知について

婚姻によらず出生した場合、子どもとその父に法律上の親子関係が成り立つためには、父親からの「認知」（認知届の提出）が必要です。

### 父親が子の認知を

- する** → 子の戸籍の「父」の欄に氏名が記載され、父の戸籍にも認知の事実が記載される。  
父と子に法的な親子関係（養育費の支払い義務等）が生じる。
- しない** → 子の戸籍の「父」の欄は空欄となる。  
父と子に法的な親子関係（養育費の支払い義務等）は生じない。

## ◎養育費や面会交流について

子どもの健やかな成長のために、養育費の取り決めをしましょう。その際には、約束を明確なものにするために、文書により取り決めることが大切です。

また、面会交流の取り決めの際には、ご家庭の事情によって、適切な方法を考えてみましょう。

### 文書による養育費の取り決め方法等

- **公正証書**  
公証役場に両親が出向いて作成します。
- **調停**  
相手の住所地の家庭裁判所に申し立てます。  
※詳しくは家庭裁判所にお問合せください。
- **強制執行**  
公正証書又は調停で取り決めた養育費が支払われなかった場合には、給与や財産の差押え等の強制執行手続きを取ることができます。

### 【関係機関・相談窓口】

- **札幌家庭裁判所**  
札幌市中央区大通西 12 丁目 (☎ 221-7281)
- **札幌市ひとり親家庭支援センター（法律相談）**  
P 8 参照
- **法テラス札幌（法律相談）**  
札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 3-1 南大通ビル N 1 1 階 (☎ 050-3383-5555)
- **養育費相談支援センター（厚生労働省委託事業）**  
電話相談：☎ 03-3980-4108 メール相談：✉ info@youikuhi.or.jp  
HP <http://www.youikuhi-soudan.jp/>

